

宮城県飼養衛生管理指導等計画

令和 6 年 4 月 1 日
宮 城 県 公 表

はじめに

宮城県飼養衛生管理指導計画（以下、県指導計画と言う。）は、家畜伝染病予防法第 12 条の第 3 の 4 及び国が定める飼養衛生管理指導等指針（令和 3 年 10 月 1 日一部変更：令和 5 年 9 月 19 日農林水産大臣公表、以下「指針」と言う。）に基づき定めるものである。

県指導計画は、本県の家畜の飼養状況、飼養衛生管理基準の遵守に係るこれまでの取組み状況、家畜伝染病の発生状況、防疫体制の整備状況等を勘案し、今後、本県の畜産農場の飼養衛生管理技術の向上及び家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に資するため、家畜の所有者、飼養衛生管理者、市町村、畜産関係団体、関係機関等と連携して、取組む事項を定める。

なお、県指導計画は、令和 6 年度から 8 年度の計画を示し、国が定める指針に則して 3 年ごと（3 年を 1 期）に再検討する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 宮城県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 県内の家畜の飼養農場数、飼養頭数、分布及び飼養規模

本県の畜産業は、米に次ぐ主要部門となっており、その産出額は令和 4 年度において農業産出額 1,737 億円の 43.3%を占める 752 億円となっている。牛では「仙台牛」、豚では「しもふりレッド」などのブランド畜産物の振興に取り組み、首都圏を中心に県外への流通も行われている。

県内の飼養頭羽数については下表のとおりである。

（令和 5 年 2 月 1 日定期報告集計）

	牛		鹿	馬	めん羊	山羊	豚
	乳牛	肉牛					
農場数	361	2,520	1	59	34	68	121
頭数	17,577	81,806	2	734	455	345	187,392

	鶏			あひる	うずら	だちょう
	採卵鶏	肉用鶏	種鶏			
農場数	61	53	8	1	7	2
羽数	3,996,342	2,038,127	105,160	3,000	30	4

2 県内の家畜保健衛生所、市町村及び畜産関係団体等

本県は、仙南圏・仙台圏・大崎圏・栗原圏・登米圏・石巻圏・気仙沼圏の7つの地域に分けられ、家畜保健衛生所は大河原・仙台・北部・東部の4か所と、地域事務所として栗原（北部）、石巻（東部）の2か所が設置されている（各家畜保健衛生所の管轄地域は下図のとおり）。

主な生産者団体として、農業協同組合は10団体（いしのまき・みやぎ亘理・みやぎ仙南・みやぎ登米・仙台・加美よつば・古川・名取岩沼・岩沼市・新みやぎ）が設立されており、酪農については、みやぎの酪農農業協同組合・宮城県酪農農業協同組合の2団体が設立されている。

主な畜産関連事業者としては、牛の家畜市場が1箇所（みやぎ総合家畜市場（美里町））、と畜場が3箇所（宮城県食肉流通センター（登米市）、仙台市ミートプラント（仙台市）、宮城県畜産試験場内簡易と畜場（大崎市）、大規模食鳥処理場1箇所（石巻市）が設置されている。



番号	公 務 名	郵便番号	住 所	電話番号
①	大河原家畜保健衛生所 大河原農業改良普及センター	989-1243	栗田郡大河原町南129-1(宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3530 0224-53-3490
②	仙台家畜保健衛生所	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3-11-22	022-257-0921
③	北部家畜保健衛生所 大崎農業改良普及センター	989-6117	大崎市古川4-1-1(宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0729 0229-91-0728
④	東部家畜保健衛生所 登米農業改良普及センター	987-0511	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5(宮城県登米合同庁舎内)	0220-22-2349 0220-22-8127
⑤	北部地方振興事務所東部地域事務所畜産振興部 栗原農業改良普及センター	987-2251	栗原市釜淵藤木3-11(宮城県栗原合同庁舎内)	0228-22-2487 0228-22-9437
⑥	東部地方振興事務所畜産振興部 石巻農業改良普及センター	986-0850	石巻市あゆみ野5-7(宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1438 0225-95-7612
⑦	亘理農業改良普及センター	989-2301	亘理郡亘理町遠畑中泉字本木9	0223-34-1141
⑧	仙台農業改良普及センター	981-8505	仙台市青葉区堤通南宮町4-17(宮城県仙台合同庁舎内)	022-275-8374
⑨	美里農業改良普及センター	987-0005	通田郡美里町北浦字管5	0229-32-3119
⑩	気仙沼農業改良普及センター	986-0181	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6(宮城県気仙沼合同庁舎内)	0226-25-9068
⑪	畜産試験場	989-6445	大崎市岩出山南沢字磯渡1	0229-72-3101
⑫	農政部畜産課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2851

3 飼養衛生管理基準の遵守状況

大規模農場においては飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、中小規模経営農場では高齢化や労働力不足から、飼養衛生管理基準の遵守が十分とはいえない状況である。特に牛において、小規模経営農場で遵守率が低い状況となっている。

一方、豚や鶏については、近年の豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの発生を受けた飼養衛生管理基準への意識向上から、遵守率が向上している。鶏の飼養農場においては、高病原性鳥インフルエンザのリスクが高まるシーズンの前に、100羽以上飼養農場への立入を集中的に実施しており、ほとんどの項目において、高い遵守率となっているものの、1,000羽以下の小規模経営採卵鶏農場で遵守率の低い項目があり、今後も指導の継続が必要である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

家畜伝染病については、高病原性鳥インフルエンザが、近年計6例（平成29年1例、令和3年1例（疫学関連農場）、令和4年2例、令和5年2例（うち1例疫学関連農場））発生し、豚熱は令和3年に4例（うち2例は疫学関連農場）発生した。牛のヨーネ病は近年継続的に発生している。届出伝染病については、牛伝染性リンパ腫の増加が課題となっている。

2 主な家畜における伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

主な家畜	疾病	R3	R4	R5	家畜衛生上の課題
牛	ヨーネ病	—	4戸 13頭	2戸 5頭	5条検査による摘発。摘発時には農場に蔓延し清浄化が長期化する事例もあり、侵入防止対策が課題。国の牛のヨーネ病防疫対策要領に従って清浄化を推進する。
	牛伝染性リンパ腫	135戸 143頭	167戸 172頭	145戸 176頭	と畜場摘発の増加。国の「牛白血病に関する衛生対策ガイドライン」による対策の継続。
豚	豚熱	4戸 18,156頭 うち2戸疫学関連農場	—	—	野生イノシシの豚熱陽性確認が継続しているため、侵入防止対策が課題。
	豚丹毒	14戸 51頭	9戸 10頭	11戸 21頭	と畜場摘発が多いため、適切なワクチン接種が必要。
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	1戸 517羽 疫学関連農場	2戸 46,128羽	1戸 10,120羽 うち1戸 疫学関連農場	国内有数の渡り鳥の飛来地があり、野鳥によるリスクがある。大規模農場が所在するため、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止の計画策定が重要。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 基本的な考え方及び方法

(1) 立入調査及び指導助言

牛等を飼養する農場では、牛のヨーネ病検査等に併せて飼養衛生基準の順守状況の立入調査を実施する（過去の遵守状況が良好である農場等、必ずしも家畜防疫員の指導等が必要ないと考えられる場合は、電話・写真等又は市町村・関連事業者・生産者団体及び民間の獣医師等の農場立入時の情報収集に基づき確認を行う）。定期報告において飼養衛生管理基準の遵守状況に指導すべき点が認められた場合、または病性鑑定依頼があった場合には、適宜、立入調査を実施し、飼養衛生管理者に指導助言する。また、家畜改良に係る調査、相談窓口等を活用して、飼養衛生管理に関する情報共有、指導助言を行う。

豚及び家きん等を飼養する農場では、基本的に、毎年1回以上の立入調査を実施し、飼養衛生管理者又は管理獣医師に最新の家畜衛生情報を提供するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況等を点検表によって確認の上、必要に応じて、指導助言を行う。特に豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、3か月に1度の飼養衛生管理基準の重要項目の自己点検の実施を、家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズンの10月頃から翌年5月まで毎月の自己点検の実施を指導する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向 を把握するために必要な情報収集に関する事項

- 1 平時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行う。
- 2 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するため、国が示す方針等に基づきサーベイランス検査、病性鑑定等を実施する。
 - (1) 牛のヨーネ病 5年に1回 乳牛及び肉用繁殖牛（24ヶ月齢以上）
 - (2) 豚熱 少なくとも年1回の免疫付与状況確認検査（繁殖または一貫農場）
 - (3) アフリカ豚熱 年1回の農場立入調査による臨床検査
 - (4) 鳥インフルエンザ 毎月の定点モニタリング検査
年1回の強化モニタリング検査

令和6年度家畜伝染病予防事業計画〔抜粋〕

No.	疾病名	計画頭数	備考
1	牛ヨーネ病	7,718	定期（5年に1回）
2	牛伝染性リンパ腫	1,923	入牧前検査・清浄化対策農場
3	アカバネ病	222	年4回
4	牛海綿状脳症	320	起立不能牛等
5	豚オーエスキー病	1,001	県要領に基づくモニタリング
6	豚熱（飼養豚）	2,623	免疫付与状況確認検査
7	豚熱（野生イノシシ）	300	捕獲、死亡イノシシ
8	アフリカ豚熱（野生イノシシ）	300	捕獲、死亡イノシシ
9	高病原性鳥インフルエンザ	1,720	定点・強化モニタリング

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち、重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	(1)家畜の所有者の責務の徹底 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3)衛生管理区域の適切な設定 (4)記録の作成及び保管 (5)衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (6)特定症状が確認された場合の早期通報 (7)埋却等に備えた措置	県内全域 令和6～8年度	・定期検査等の農場巡回時に指導、情報誌等による周知 ・市町村、関係者と協力しマニュアルの作成を指導（ただし小規模経営農場は可能な限り実施するものとする。）

<p>豚及びいのしし</p>	<p>(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 処理済みの飼料の利用 (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (7) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 (8) 畜舎外での病原体による汚染防止 (9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (11) 特定症状が確認された場合の早期通報 (12) 埋却等に備えた措置</p>	<p>県内全域 令和6～8年度</p>	<p>・農場の巡回指導により管理基準の遵守状況を確認し、改善を確認するまで指導</p>
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>(1) 家きんの所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (6) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (7) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p>	<p>県内全域 令和6～8年度</p>	<p>・農場の巡回指導により飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、改善を確認するまで指導継続（愛玩用など小規模所有者を除く。）</p>

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 定期報告及び立入調査を基にした農場台帳の充実化

- (1) 定期報告の記載事項は、各家畜保健衛生所が管理する農場台帳に反映させるとともに、防疫マップシステムの更新に活用する。
- (2) 農場台帳においては、特定家畜伝染病発生時に重要項目となる導入、出荷等に関する流通及び疫学情報の精度を高めるとともに、立入調査時の変更事項は常時更新し、農場の最新情報を把握するよう努める。

2 大規模所有者に対し、特定家畜伝染病が発生した場合に備えた対応計画の策定が義務づけられたことから、対応計画の策定を指導する。

- (1) 対応計画には、家畜の所有者の所有する資機材の提供、農場従業員の防疫作業従事について明確化するものとする。
- (2) 大規模所有者に対しては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置する。なお、飼養衛生管理者1人が担当する家畜の頭羽数が、大規模に定義される家畜の飼養頭羽数を超えない場合には、この限りではない。また、通信技術活用等により効率的に家畜の飼養衛生管理を行うことが可能な場合においては、実態に則した配置とする。
- (3) 優先的に対応計画を策定する農場は下記の農場とする。

※ 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第21条の5の第9項で規定される大規模所有者及び対応計画を策定する対象農場について

家畜種	月齢	大規模所有者の規定頭羽数	左記のうち優先的に対応計画を策定する農場
牛	満4月以上	200頭以上	
肥育牛	満4月以上満24月未満	3,000頭以上	
その他の牛 乳用種の雄牛・交雑種 (肥育・育成)	満4月以上17月未満	3,000頭以上	
豚、いのしし	—	3,000頭以上	1万頭以上
鶏、うずら	—	10万羽以上	20万羽以上
あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	—	1万羽以上	
めん羊、山羊、鹿	—	3,000頭以上	

3 家畜の所有者が、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討する場合には、県は農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるよう、必要な指導を行う。

4 家畜衛生に係る情報の共有化

(1) 特定家畜伝染病の発生又は発生が疑われる事例

- ① 緊急連絡網による畜産関係団体、関係機関等へ迅速な情報の共有を図る。
- ② 庁内も同様に、速やかに情報の共有を図る。
- ③ 市町村、家畜の所有者等には、家畜保健衛生所等から直接情報を伝達する。

(2) 県外での特定家畜伝染病の発生や野生動物での病原体検出の情報

- ① 緊急性等を鑑み、休祝日を含め、家畜防疫対策室から各家畜保健衛生所等経由で、市町村、畜産関係団体及び関係機関に伝達する。
- ② 家畜の所有者等には、畜産関係機関又は団体経由で伝達する。
但し、緊急性の高いものは、家畜保健衛生所等から直接情報を伝達する。

(3) 平常時

- ① 家畜防疫対策室は、家畜衛生に関する情報を、庁内の各部局へ家畜衛生情報を伝達する。
- ② 家畜保健衛生所等は、管内の市町村、関係機関、生産者団体、家畜の所有者等へ担当者会議、情報連絡会議等を活用して情報提供する。

5 防疫体制の高度平準化

- (1) 要綱、要領及び疾病ごとの防疫対応マニュアルは、適宜、法改正、家畜衛生の情勢を踏まえ、更新、改正し、継続的な精度の向上を図る。
- (2) 特定家畜伝染病発生の防疫措置に関する汚染物品の処理について、市町村、産業廃棄物処理業者等との調整を進め、焼却施設等が活用できるよう協定の締結等に努める。
- (3) 県域及び地域では、年1回以上の情報連絡会議を開催し、最新情報の共有化、防疫体制や役割分担を確認するとともに、防疫措置に係る各班のリーダー研修会を活用して育成に努める。
- (4) 迅速な防疫措置を図るためには、支援センターの機能向上が必要となるため、支援センターの運営に係る防疫演習や研修会を実施して、課題を抽出し、その解決を図る。特に、対策本部、農場前テント及び発生農場の情報伝達体制の構築のため、初動時のインフラ整備が迅速にできるよう関係部局や業者との調整を図る。

6 農場ごとの対応計画の高度平準化

- (1) 家畜保健衛生所は、特定家畜伝染病の発生に備え、迅速な初動及びまん延防止を図るため、農場ごとの対応計画を継続的に更新する。特に、大規模農場については、定期的に農場主、農場従事者、管理獣医師を交えて、対応計画に係る指導打合せを実施し、計画の更新や課題解決に努める。
- (2) 対応計画には、①農場台帳、②動員計画、③防疫資機材、④埋却候補地、⑤消毒ポイントを記載するとともに、農場内での配置、作業動線、生体及び畜産物の流通、飼料、死体、家畜排せつ物に係る最新の疫学情報等を明記する。
- (3) 殺処分した家畜を含めた汚染物品によるまん延防止措置を迅速に図るため、埋却候補地を確保できていない農場において、現地家畜保健衛生所は埋却地確保のための継続した指導に取り組むとともに、市町村及び関係業者(建設業、産業廃棄物処理業等)と連携し、公有地等の代替地の活用又は移動式レンダ

リング装置も視野に入れた焼埋却に係る体制構築を図り、農場の対応計画に反映させる。

- (4) 飼養衛生管理指導等計画の策定・見直しに当たっては、より実用的な内容とするため、既存の関係団体等と連携を図り、家畜の大規模所有者については、必要に応じて、市町村を含めた対応計画の検討会等を開催する。

7 防疫研修及び実地演習

- (1) 防疫研修は、畜産関係機関に加え、生産者団体、家畜の所有者も参集し、最新の家畜衛生の情勢を伝えるとともに、テーマごとに外部講師を招いて、最新の知見を得る。
- (2) 防疫実地演習は、支援センター等を活用した総合演習、班別演習等、様々な形式、想定で実施する。特に、初動時の支援センターの立ち上げ、情報通信網の構築等に焦点を置いた防疫演習を企画し、実施検証し、防疫マニュアル等に反映する。
- (3) 研修会又は実地演習では、参加者へのアンケート調査や事後研修会を実施し、研修会又は実地演習で検証、抽出された課題は、防疫対応マニュアルの改正や更新に活用する。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 畜産関係団体、生産者団体等が主催する研修会等での情報提供

- 1 県域及び地域で開催する各団体の総会や研修会に積極的に参加し、家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準及び家畜伝染病の発生状況等の最新情報を提供する。
- 2 開業獣医師、企業に所属する獣医師に対しては、県獣医師会が主催する総会や研修会、指定獣医師定例会等を活用して、家畜伝染病に係る情報や飼養衛生管理指導に係る情報提供、研修等を実施する。

II 県が主催する家畜衛生研修会等への参加誘導

畜産関係団体、生産者団体、生産者及び開業獣医師等に対して、県が主催している家畜衛生研修会、防疫研修及び実地演習の開催を案内し、参加を誘導する。

III 活用可能な補助事業の説明及び誘導

農場のバイオセキュリティ向上のために、農場が組織する生産者団体が、消費・安全対策交付金事業が活用可能であることを説明し、活用を誘導する。

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業についても、活用できる事業があれば、参加できるように誘導する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 豚熱ワクチン接種の円滑な実施を目的とした民間の獣医師の積極的な家畜防疫員への任用又は知事認定獣医師への認定を進めるとともに、登録飼養衛生管理者による接種制度を活用し、家畜保健衛生所の負担軽減を図る。
- (2) 公務員獣医師は、獣医系大学への訪問、獣医系大学生のインターシップ制度を積極的に活用して、獣医系大学生の職場体験を推進するとともに、「獣医師養成確保修学金貸付事業」を活用して、家畜保健衛生所の家畜防疫員の確保に努める。
- (3) 家畜保健衛生所の家畜防疫員の育成は、毎年数回開催される家畜衛生セミナー、家畜衛生研修会、防疫演習等によって、飼養衛生管理指導の技術的向上、特定家畜伝染病発生時の防疫措置におけるリーダー育成等、家畜衛生及び家畜防疫に関する知見を深める。

II 飼養衛生管理者の育成、研修等

1 基本方針

- (1) 農場の所有者及び飼養衛生管理者に対し、家畜衛生に係る最新の情報を、立入調査時、ファクシミリ、研修会等で提供するように努める。
- (2) 飼養衛生管理者は、県、家畜保健衛生所、生産者団体等が主催する家畜衛生に係る研修会等に積極的に参加し、飼養衛生管理技術の向上に努める。
- (3) 家畜防疫員は、立入調査の際に、飼養衛生管理者に最新の家畜衛生の情報等を伝えるとともに、飼養衛生管理者は、農場の他の従業員へ周知するように努める。

2 家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報共有

- (1) 家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス検査及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者、飼養衛生管理責任者、管理獣医師等に有用な情報を提供し、理解醸成に努める。
- (2) 市町村、畜産関係団体、獣医師等へは、ファクシミリ等の通信手段や、県域又は地域で開催する情報連絡会議又は担当者会議等で適宜情報提供する。

3 情報連絡体制

- (1) 県域及び地域での緊急連絡体制は、年度初めに、更新、共有する。
- (2) 各家畜保健衛生所は、管内の家畜所有者から定期報告で報告された連絡先（電話、ファクシミリ等）を管理し、緊急的な疾病の発生状況や家畜衛生に係る重要な情報の迅速な提供に備える。
- (3) 平常時は、市町村、畜産関係団体、生産者団体等を通じて、家畜の所有者等に家畜衛生の最新情報等を適宜提供する。

III 本県の飼養衛生管理の指導等の実施方法

1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び初期指導

- (1) 家畜防疫員は、立入調査の際、農場の自己点検表を基に、飼養衛生管理基準の遵守状況を聞き取り、手引き書を参考に確認し、遵守状況を記録する。
- (2) 不遵守事項については、農場の実情等を勘案し、期限を定め改善するよう促す。
- (3) 一定の期間を得て、再度立入調査を実施し、不遵守事項の改善状況を確認する。
- (4) 上記の(1)から(3)を繰り返す、それでも不遵守事項を改善する意思が認められない場合には、文書にて指導する。

2 指導及び助言、勧告、命令

上記の1の(4)によっても改善等が認められない場合には、家畜伝染病予防法第12条の5及び6に基づき、指導及び助言、勧告、命令を実施する。

第六章 協議会等の活用その他飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する事項

I 市町村、畜産関係団体、生産者団体等との相互連携に関する取組み

県域及び地域での担当者会議、情報連絡会議等を通じて、家畜衛生、家畜防疫等に関する情報の共有を図り、それぞれの役割分担等、家畜衛生及び防疫への認識を高めるよう努める。また、地域で家畜衛生及び防疫対策に取り組むことが出来るよう生産者を中心とした組織体制の構築を支援する。

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
北海道・東北ブロック家畜衛生主任者会議	北海道・東北6県	既設	各県持ち回り	・北海道・東北地域における家畜衛生に関する意見交換に関すること。
東北家畜衛生協議会	東北6県	既設	各県持ち回り	・家畜衛生の情報共有 ・防疫措置の連携
県境防疫会議	秋田県、宮城県、山形県、岩手県	既設	各家畜保健衛生所持ち回り	・県境における家畜衛生の情報共有 ・防疫措置の連携
県境防疫会議	山形県、宮城県、福島県	既設	各家畜保健衛生所持ち回り	・県境における家畜衛生の情報共有 ・防疫措置の連携
市町村等担当者会議	市町村、関係機関（JA等）	既設	各家保	・家畜衛生に関する年間事業説明 ・家畜衛生情報の伝達
宮城県豚熱経口ワクチン対策協議会	県、市町村	既設	家畜防疫対策室	・野生イノシシの豚熱経口ワクチン散布及び情報共有

II 家畜の所有者又はその組織する団体が行う農場の防疫措置に対する支援

農場のバイオセキュリティ向上を目的とした機器や資材購入に対して、経済的支援

が出来るよう予算確保に努める。

Ⅲ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

特定家畜伝染病の疑い事例、発生のおそれがある場合、発生時の初動体制は、下記の要綱等に従って、全庁的に対応する。

- 1 宮城県特定家畜伝染病対策本部要綱
- 2 宮城県特定家畜伝染病対策本部設置運営要領
- 3 宮城県特定家畜伝染病防疫対策マニュアル

Ⅳ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）を管轄する家畜保健衛生所は、関係機関と連携して、定期的・計画的な指導等を実施する。

また、県内では、野生いのししにおいて豚熱の感染が継続的に確認されており、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱等が発生していることから、これらの家畜伝染病が野生動物から家畜に感染することを防止するために、野生動物についても対策を講じる必要がある。

県は、引き続き、野生動物の豚熱検査及び経口ワクチン散布を推進する。また、市町村、関係団体及び関係事業者と連携して、山林に出入りする狩猟者、観光客、林業関係者等に対して、資料の配布等による情報提供を行い、食品残さ等を介した野生動物への感染防止と、人や車両による野外での病原体の拡散防止等について協力を求める。